

## 「今後の復興法制についての覚書」

窪幸治

## 1. 背景と目的

平常時、災害などの非常時を問わず、法制度が用意されていることにより、市民や行政機関等は自らの権利（義務）や責務を意識し、行動に結びつける（例えば、災害救助をすべきか、被災者に生活資金を受給できるか等）。この各主体の行動に一定の指針を与えることが、法制度のひとつの効用として挙げられる。本研究は、民法研究者の立場からではあるが、今般の災害復興に関する現行法制の当否につき検討を行い、今後のあるべき復興法制につき提言を行おうとするものである。

具体的には土地利用関係における権利関係の調整・処理の場面で、コミュニティ維持・再生をどう考慮していくべきかを中心に検討していく。特に、今後進むであろう土地区画整理、集団移転における共同決定の場面を念頭に置き、特に納税者－自治体－地域共同体・住民－地権者の間の利益調整問題に着目する。そして、これらの検討を通じて、平常時の集団的権利処理制度のあり方についても考察したい。

## 2. 研究成果

これまでに、従来（2011.3.11 以前）の復興関連法制の整理と、震災後 10 ヶ月にわたる法改正及び復興に向けた動きについて一定の評価検討を行った。

従来法制は、都市部と農村部とで仕組みが分かれ、両者が入り組む東日本大震災被災地においては非統一的な対応を迫られる点で困難が生じるものであったが、被災市街地復興特措法や農業振興地域整備法等を活用しての、早期の一体的復興も可能であった。また少なくとも、専門・技術的観点から安全確保のため建築規制が取られるべきところ、被災自治体に委ねる従来制度（建基法 39・84 条）は不適切であり、復興のためのフォーラム設定という意味でも国による建築制限をためらうべきでなかったように思われた。

しかし、政府は多大なコスト・時間をかけて復興基本法、復興特区法等による新たな枠組みづくりを志向し、結果として復興を足踏みさせたように見

える。なお、復興特区法は縦割りを排して、一体的な復興を推進するよう見えるが、県が市町村の復興推進計画段階で関与する、いわば前倒し的な協議を認めるものにすぎない点であまり有効でなく、また規制緩和等の要望を出せる手続きに関しては、今後の運用次第といえよう。

また、各自治体レベルで（防災基本計画に基づく）復興基本計画を策定したが、復興特区認定、特例施行に必要な復興推進計画等や土地区画整理における事業計画との関係が不明確であり、実際の権利調整を念頭に置いた計画策定であったとしても、関与者、その程度において適切と言えない部分もあり、今後接続がうまくいかない混乱が生じる懸念がある点で、整理再構築の必要が見られた。

もともと、従来法制は衰退するまちにおいては有効でなく、コミュニティ存続という価値を十分に盛り込みうるものではなく、この点で改善が必要であった。

## 3. 今後の展開

土地利用関係を含む、権利関係の集団的処理制度（例：都市計画法、土地区画整理法ほか区分所有法、倒産法制、会社の合併手続、行政事件訴訟法 9 条の原告適格等）について分類整理し、災害復興の局面での土地利用規制を中心とした復興法制の適切な制度設計（集団的処理の正当化根拠、手続的正義等）を、居住の権利の確立住宅政策の転換をも視野に入れつつ検討していきたいと考えている。

なお、私権規制としての公共の福祉だけでなく、ある土地開発に資源投入・配分を導く理由としての公共性とは何か、その法的基礎をも考えてみたい。

窪幸治  
（くぼこうじ）

総合政策学部准教授  
専門：民法学

